

## 特集・公文書管理条例のいま

# 特集にあたって

## 広報・広聴委員会

平成21年7月に公布され、同23年4月に施行された公文書管理法は、その第34条で地方公共団体に対し、必要な施策の策定と実施の努力義務を課した。これを機に公文書管理のあり方を再検討する都道府県や市区町村も見られるようになり、中には公文書管理条例の制定や公文書館の設置にまで漕ぎ着けたところもある。一方、同法の公布前からいち早く公文書管理の重要性を認識し、条例を定めてきた自治体もある。

この特集ではまず、公文書管理条例を制定した市町村の担当者に、その理念や運用のあり方をご執筆いただいた。また、昨今の動向を俯瞰する論考を載せ、いま公文書管理がどのような状況に置かれているかを伝えることを目的とした。

まず、全国に先駆け平成13年に条例を制定した熊本県宇土市と、平成16年、2番目に施行した北海道ニセコ町の担当者に、それぞれの

条例を制定した際の背景や考え方、そして現在の運用のあり方などについてお書きいただいた。いずれも情報公開やファイリングシステムの導入などを機に独自に定めたものであったが、10年もの時を経てなお庁内に根付き機能しており、制度設計の確かさが窺われる。

次に公文書管理法公布後に条例ができた例として、滋賀県草津市と長野県小布施町にご寄稿いただいた。草津市の条例は、自治体基本条例と一体をなしており、市民の市政参加のため市政情報（＝公文書）は市と市民の共有財産という理念のもとに作られたのが特色である。小布施町では、庁内プロジェクトにより条例が練り上げられ、公文書館とセットで実現させた点に特徴がある。

太田氏の論考は、平成25年11月の全史料協全国大会の大会テーマ研究会で報告した一部をまとめたものである。各地の公文書管理条例の条文を、とりわけ地域資料がどのように

公文書管理条例の制定状況

平成26年1月末現在

自治体名	名称	公布日	施行日	公文書館
島根県	島根県公文書等の管理に関する条例	平成23年3月4日	平成23年4月1日	○
熊本県	熊本県行政文書等の管理に関する条例	平成23年3月23日	平成24年4月1日	
鳥取県	鳥取県公文書等の管理に関する条例	平成23年10月14日	平成24年4月1日	○
香川県	香川県公文書等の管理に関する条例	平成25年3月22日	平成26年4月1日	○
熊本県宇土市	宇土市文書管理条例	平成13年3月23日	平成13年4月1日	
北海道ニセコ町	ニセコ町文書管理条例	平成16年12月17日	平成16年12月17日	
大阪府大阪市	大阪市公文書管理条例	平成18年3月31日 平成23年2月18日改正	平成18年4月1日 平成23年4月1日	○
広島県安芸高田市	安芸高田市公文書等の管理に関する条例	平成23年12月22日	平成24年4月1日	
埼玉県志木市	志木市公文書管理条例	平成24年3月22日	平成24年4月1日	
北海道札幌市	札幌市公文書管理条例	平成24年6月13日	平成25年4月1日	○
滋賀県草津市	草津市市政情報の管理に関する条例	平成24年12月27日	平成25年3月31日	
秋田県秋田市	秋田市公文書管理条例	平成24年12月27日	平成26年4月1日	
長野県小布施町	小布施町公文書管理条例	平成25年3月25日	平成25年4月1日	○
香川県高松市	高松市公文書等の管理に関する条例	平成25年3月27日	平成26年4月1日	開設予定
神奈川県相模原市	相模原市公文書管理条例	平成25年12月20日制定	平成26年4月1日	開設予定
香川県三豊市	三豊市公文書等の管理に関する条例	(未制定)	(未施行)	○

位置づけられているかという視点から比較・分析し、考察を加えている。その際、公文書館や博物館など地域資料を取り扱う機関と条例との関係に着目して検討を進めている。

これら5本の論考から垣間見えるのは、公文書や地域資料に対する考え方や体制の実情に応じた独自性である。一口に公文書管理条例と言っても、決して法律を移植しただけの

存在ではないのである。この特集を参考に、一つでも多くの自治体で、地域の特性を活かした新たな制度が生まれることを願ってやまない。

最後になったが、忙しいなか貴重な論考を寄せてくださった執筆者のみなさんに感謝申し上げます。

(広報・広聴委員会事務局 高木秀彰)